

Title	沿岸域管理入門：日本の沿岸域利用と保全の新秩序を求めて. 2, 沿岸域の価値と進行する沿岸域の危機
Author(s)	敷田, 麻実
Citation	環境と正義, 41: 14-15
Issue Date	2001-05-25
Type	Article
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/16943
Rights	本著作物はJELF日本環境法律家連盟の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Environmental Lawyers Federation. Copyright (C) 2001 日本環境法律家連盟 . 敷田麻実, 環境と正義, 41, 2001, pp.14-15.
Description	

沿岸域管理入門

日本の沿岸域利用と 保全の新秩序を求めて

その二・沿岸域の価値と進行する沿岸域の危機

敷田 麻実 (金沢工業大学環境システム工学科助教授)



日本の都市のほとんどは海岸線に接した場所、つまり沿岸域に立地し、全国の人口の約半分が海岸線を有する市町村に居住する。また水産や海運業・工業立地など、さまざまな経済・産業活動も沿岸域が中心であり、現在の日本の繁栄をもたらしたのは沿岸域が活用できたからだといっても過言ではない。

このように沿岸域は私たちの存在基盤だが、一方で楽しみのための場所でもある。豊かになった日本社会では、ドライブや遊漁、レジャー・ボートなどの沿岸域でのレジャーやレクリエーション機会が増加し、身近な余暇活動の場としても重要になった。

ところが、節操のない利用を続けた結果、日本の沿岸域はコンクリートで固められ、美しい風景を求めるはずの海岸はゴミで見る影もない。重要な空間でありながら、沿岸域は必ずしも大切に扱われてはこなかった。また沿岸域を犠牲にして得られた富を社会が享受する一方、私たちの毎日の生活は

沿岸域と縁がなく「海に背を向けた生活」(野本、一九九五)を続けている。そのくせ失った沿岸域を求めるように、多くの日本人が「美しい海」を見に海外へ出かけるという矛盾を繰り返している。もはや「沿岸域の時代」は日本では過ぎ去った過去のものなのだろうか。

今回は沿岸域の持つさまざまな価値や可能性と、その価値が失われようとしている危機の現状について解説したい。

一、沿岸域の価値とその危機

① 干潟

藤前干潟、諫早湾で繰り返し議論された内容を持ち出すまでもなく、水深の浅い海とそれに接続する陸を含む沿岸域は、生態的・環境的にきわめて重要な空間である。その中でも注目されている干潟は、一ヘクタールあたりの汚水処理能力が三〇〇から六〇〇人分とも言われる高い浄化能力持ち(倉田、一九九六)、それだけでも保全する

理由は十分である。またそれ以上に、ベントス(底生生物)や飛来する鳥の存在によって、生物多様性の点でも高い評価が与えられている。さらに潮干狩りやバードウォッチングなど、人が自然とふれあう場所としても、大切な水辺空間である。

ところが、この干潟の破壊は予想以上に進んでいる。一九四五年には全国で約八万五千ヘクタールあったと推定されている干潟は、現在までに三万ヘクタールが消失している。しかも、それは調査ごとに減少している(環境庁の自然環境保全基礎調査から)ので、今はまずこれを止めることに努力すべきであろう。

② 藻場

沿岸域の環境で干潟と並んで賞されるのは藻場である。藻場の海藻は私たちの食用として直接利用することもできるが、藻場は魚類の生息場所であり、その幼稚仔の保育場として重要な生態系である。しかし一九八七年からわずか二〇年間で約六四〇〇ヘクタールの藻場が失われた(環境庁の自然環境保全基礎調査から)。破壊の最大の原因は埋立である。埋立面積は戦後だけで一四万五千ヘクタール、明治時代から戦前までの一〇倍以上の海面を短い期間で埋め立ててしまった(若林、二〇〇〇など参照)。

③ 海岸

海岸は私たちと海(海域)との接点を作ってくれる場所である。海辺で夕

日を楽しんだり海水浴に出かけたりする海岸は身近な自然環境であり、登山が趣味でないと接する機会が少ない山の自然とは異なる。また、このような直接的利用価値ばかりではなく、沿岸域はわれわれの文化を育んだ場所でもある。子供時代から慣れ親しんだ物語「羽衣」は白砂青松の海岸景観を抜きにしては語れないし「浦島太郎」は浜辺が舞台である。

しかし自然のままの状態の海岸は減少している。海岸統計(国土交通省)からこの経過がわかるが、一九六〇年当時八〇%近かった自然海岸の割合は、最近では五三%にまで減少した(図一、敷田・小荒井、一九九六参照)。日本の海岸線の約半分に、護岸・埋立地・港

図1 日本の自然海岸率の推移(1960年以降)

注)自然海岸率は敷田・小荒井(1996)の方法により算出した。



湾・漁港などの人工的な構造物が作られている。

さらに問題なのは、海岸の漂着・放置ゴミである。砂浜を歩くにも困るほどの量のゴミが海岸を台なしにしているが、その総量はプラスチックだけで毎年一〜二万トンと推定されている。内閣府の調査(二〇〇一)によれば、これを裏付けるかのように回答者の約六〇%が海辺に対する不満はゴミが原因だとしている。

④水産物

沿岸域から生み出される価値で最も一般に認識されやすい価値が水産物である。私たちの食生活は沿岸域で生産される魚介類に大きく依存している。最近では減少傾向にあるが、それでも二八〇万トンの魚介類が沿岸漁業で生産されている。この豊かな漁業生産は、沿岸域があつてはじめて得られるものであろう。

二、価値とそれを破壊した

分断システム

このように沿岸域は、①生態系や環境サービスの価値、②自然環境や資源を直接消費しないが享受する価値、③直接消費することで生み出される生産物の価値、④文化を創る存在の価値など多様な価値を持つ私たちの財産である。それでは私たちはこの沿岸域を大切に扱ってきたのだろうか。残念ながら、そうではないことは先に述べた。それではなぜこのような「手荒な扱い」

をしてきたのだろうか。

実は、それは沿岸域環境の提供する環境サービスの一部分だけを利用してきた結果である。例えば、沿岸域の埋立は、それに適した浅海の性質だけを利用して景観美などは切り捨てた結果である。そして、それは省庁間の対立や官庁ごとに管理者が異なる「分断」システムによつて促進された。

その例をあげよう。私たちの目には同じように見える海岸も、海岸法・漁港法・港湾法・土地改良法で管理が分かれる。もつとも省庁再編で、名目上は国土交通省が七二%の海岸を管理することになったが、現実にはあまり変わらない。海岸ばかりではなく、海上は海上保安庁が管理している。ナホトカ号重油流出事故の際に迅速に対応できなかった最大の原因は、このような分割管理である。それどころか、分割管理は境界線をはさんで責任回避と押し付けを横行させる。

さらに利用者も、沿岸域の特定のサービスだけを選んで利用してきたために「分断」されている。海水浴は海水浴だけ、釣りは釣りだけと、特定の機能だけを利用するので、沿岸域環境全体を享受する意識がない。だから、魚が獲れさえすればいい、ジェットスキトさえできればいいと考え、すぐその海岸が埋め立てられても自分たちの利用が妨げられない限り反対はしない。つまり沿岸域の危機の解決は「分断」の解消が鍵である。そして現実的に

は、分断を引き起こしている、または促進している沿岸域の制度や法律の見直しを進めるべきである。

三、おしまいに

黒松林と白い砂浜が続く美し国の沿岸域は、二一世紀を迎えた今、大きな転換期を迎えている。二〇世紀後半に沿岸域の物理的破壊が進められた結果、身近な沿岸域での私たちの文化創造は困難になった。その代わりに「美しい海岸」を求めて海外へ出かけ、わずかに残された沿岸域では、レジャーがますます盛んである。それは「私たちの中の沿岸域」の危機にはかならない。今回は沿岸域の利用の特徴とその傾向について述べたい。

文献

- 野本寛一(一九九五)海岸環境民俗論・東京都・白水社・四九六P
- 倉田隆喜(一九九六)干潟・砂浜における水質浄化機能調査について・日本沿岸域学会調査研究報告・沿岸域環境管理のあり方について・四〇一―六三P
- 若林敬子(二〇〇〇)東京湾の環境問題史・東京都・有斐閣・四〇八P
- 敷田麻実・小荒井衛(一九九七)一九六〇年以降の日本の自然海岸の改変の統計学的分析・日本沿岸域学会論文集九一七―二五P(また各都道府県ごとの自然海岸率は、金沢工業大学敷田研究室のHdnttp://www2.kanazawa-it.ac.jp/skiliab/で公開している)
- 内閣府大臣官房政府広報室(二〇〇一)月刊世論調査一月号・海辺
- 二一ス・内閣府大臣官房政府広報室編・三三(一)一〇四P

弁護士会の動き

日本弁護士連合会
公害対策・環境保全委員会
湿地保全・再生プロジェクトチーム
のご紹介
原田彰好 (名古屋弁護士会)

日弁連公害対策・環境保全委員会は、従来から中海干拓問題等を通じて湿地・干潟について意見書等を公表してきたが、近時は自然保護部会を中心に、一九九七年の諫早干潟干拓事業における潮受堤防水門閉切時期に同干拓事業について、その後藤前干潟埋立計画・三番瀬埋立事業について相次いで調査の上、意見書を作成・提出するなどの活動を行ってきた。二〇〇〇年春以降は、さらに内陸湿地の問題や湿地再生も射程に入れる「湿地保全・再生」に関する国内法制度整備に関する提言を予定して調査研究を進め、研究者・環境庁担当者等からレクチャーをうけた。現地調査等を行っている。

二〇〇一年一月以降は、一層集中して「湿地保全・再生」について調査研究を進めるため新たに「湿地保全・再生プロジェクトチーム」が設置され、当チームが上記自然保護部会等の活動を引き継いだ。

今後の予定は以下のとおりである。

- ① 研究者・NGOなどからレクチャーを受ける、文献調査等
- ② 国内・海外の現地調査
- ③ 二〇〇二年秋までに湿地保全・再生法の要綱作成
- ④ シンポジウムの開催
- ⑤ 二〇〇二年一月スペインで開催されるラムサール条約締約国会議へのNGOとしての参加